

防衛庁の広報活動に関する訓令を次のように定める。

昭和35年 7 月29日

防衛庁長官 江 崎 真 澄

## 防衛省の広報活動に関する訓令

改正 昭和37年 3月30日庁訓第 22号  
昭和37年11月 1日庁訓第 73号  
昭和53年12月14日庁訓第 36号  
昭和57年 4月30日庁訓第 19号  
昭和59年 6月30日庁訓第 37号  
平成 9年 1月17日庁訓第 1号  
平成13年 1月 6日庁訓第 2号  
平成13年11月 2日庁訓第 76号  
平成16年 9月17日庁訓第 73号  
平成18年 3月27日庁訓第 12号  
平成18年 7月28日庁訓第 83号  
平成19年 1月 5日庁訓第 1号  
平成19年 8月30日省訓第154号  
平成20年 3月25日省訓第 12号  
平成21年 7月29日省訓第 48号  
平成22年 7月27日省訓第 31号  
平成27年10月 1日省訓第 39号  
平成28年 3月31日省訓第 37号  
令和 2年 7月 9日省訓第 47号  
令和 4年 3月15日省訓第 10号

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 自主的広報活動（第5条－第11条）
- 第3章 協力的広報活動（第12条－第15条）
- 第4章 雑則（第16条－第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省における広報活動を効果的、かつ、適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(広報活動の意義)

第2条 この訓令において「広報活動」とは、別に定める基本方針に従い、防衛に対する日本国民及び外国人の認識と理解を深め防衛施策に対する信頼と協力を得るため、防衛の実態を正しく部内及び部外に伝え、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第17号に規定する防衛に関する知識の普及及び宣伝に関する任務を遂行する活動をいう。

(実施担当官)

第3条 広報活動は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者（以下「実施担当官」という。）が行う。

- (1) 防衛省全般に関する事及び防衛省の所掌事務に影響することが大であると認められるものについては、大臣官房長
  - (2) 防衛省本省の施設等機関に関する事にあつては、当該施設等機関の長
  - (3) 統合幕僚監部に関する事にあつては、統合幕僚長
  - (4) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に関する事（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）にあつては、それぞれ陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長
  - (5) 陸上自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に関する事にあつては、当該駐屯地司令又は部隊等の長
  - (6) 海上自衛隊の部隊等に関する事にあつては、当該部隊等の長
  - (7) 航空自衛隊の部隊等に関する事にあつては、当該基地司令又は部隊等の長
  - (8) 共同の部隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第1項の規定に基づき置かれた部隊をいう。）に関する事にあつては、当該共同の部隊の長
  - (9) 共同の機関（自衛隊法第24条第5項の規定に基づき置かれた機関）に関する事にあつては、当該共同の機関の長
  - (10) 情報本部に関する事にあつては、情報本部長
  - (11) 防衛監察本部に関する事にあつては、防衛監察監
  - (12) 地方防衛局に関する事にあつては、各地方防衛局長
  - (13) 防衛装備庁に関する事にあつては、防衛装備庁長官
- (実施担当官の職責)

第4条 実施担当官は、この訓令の定めるところにより、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に例示する広報活動を行うものとする。

(1) 自主的広報活動

- (ア) 報道機関に対する広報活動に関する事。
- (イ) 広報活動用印刷物等の作成及び配布に関する事。
- (ウ) 広報活動用映画の製作及び配布に関する事。
- (エ) 部隊又は施設の公開、装備品の展示、音楽隊の演奏、艦艇又は航空機の公開又は体験便乗、各種集会の開催その他諸行事の実施に関する事。
- (オ) 見学者の招待に関する事。
- (カ) 防衛省に対する世論、意見、要望等の調査及び広報効果の測定に関する事。

(2) 協力的広報活動

- (ア) 報道機関に対する協力に関する事。

(イ) 部外の製作する印刷物等に対する協力に関すること。

(ウ) 部外の製作する映画及び放送番組等（放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品のうち、公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信により送信されるものをいう。第13条第2項において同じ。）に対する協力に関すること。

(エ) 部外行事に対する協力に関すること。

(オ) 見学者の案内に関すること。

## 第2章 自主的広報活動

### (通則)

第5条 実施担当官は、自主的広報活動を行なうに当たっては、当該事務又は行事等の目的を理解し、その趣旨に沿うようあらゆる手段及び方法によりその広報活動の効果の発揚に努めなければならない。

### (企画等)

第6条 防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。以下同じ。）に関することにあつては統合幕僚長、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）に関することにあつては陸上幕僚長、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）に関することにあつては海上幕僚長、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）に関することにあつては航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、四半期ごとに自主的広報活動の実施計画を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

### (報道機関に対する広報活動の方法)

第7条 報道機関に対する広報活動は、通常次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 発表 実施担当官が報道機関に対し防衛大臣の承認を得て正式に発表することをいう。

(2) 説明 実施担当官が報道機関の取材上の便宜に資するため説明することをいう。

(3) 資料提供 実施担当官が報道機関の報道に資するため資料を提供することをいう。

### (報道機関に対する一般要領)

第8条 報道機関に対する広報活動は、周到な準備を行ないその内容及びその及ぼす範囲、影響等を考慮して広報効果を最も発揮できる時機に行なうものとする。

### (事故等の報道)

第9条 実施担当官は、事故が発生した場合は、すみやかに真相を説明して誤解の生ずることを避けるよう努めなければならない。

2 前項の場合においてその及ぼす影響が大きいと予想される場合及びその事故が一般国民に大きな被害を与えたものであるときは、すみやかに順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

### (資料等の準備等)

第10条 実施担当官は、自主的広報活動に必要な資料を準備し、及び作成するとともに、広報活動用器材等の整備に努めなければならない。

### (広報関係資料の保管等)

第11条 実施担当官は、広報活動の効果を確認し、将来の広報活動の参考に資するため、所要の新聞、雑誌、写真、テープ、見学者の感想文等の各種記録の収集及び保管に努めなければならない。

### 第3章 協力的広報活動

#### (部外行事に対する協力)

第12条 実施担当官は、国の行政機関、地方公共団体、外国の行政機関その他の部外団体等から行事に対する協力の要請を受けた場合には、その行事が次の各号の一に該当し、かつそれに対する協力が広報上相当の効果があると認められるときに限り、所要の協力を行なうことができる。

(1) 国の行政機関、地方公共団体、外国の行政機関又はその他の公共的な団体が主催する公共性を有する行事

(2) 前号の団体以外の団体等が主催する行事で自衛隊と日本国民及び外国人との親和を図るため特に効果があると認められるもの。

(3) 学術研究その他特に協力が必要と認められるもの。

2 前項の場合において、当該行事が次の各号の一に該当するときは、実施担当官は、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

(1) 当該行事が全国的な影響力をもつものであるとき。

(2) 当該行事に対する協力の際し、訓練その他の隊務に相当の影響を及ぼす程度の多数の人員、装備等を使用する必要があるとき。

(3) 当該行事に対する協力の期間が、比較的長期にわたるものであるとき。

(4) その他当該行事に対する協力について、防衛省として総合的な配慮を必要とするときと認められるとき。

#### (部外の製作する映画及び放送番組等に対する協力)

第13条 実施担当官は、部外の製作に係る映画に対する協力の要請を受けた場合には、当該映画が広報上相当の効果があり、かつ、他の業務に著しい支障を及ぼさないと認められるときに限り、防衛大臣の承認を得て所要の協力を行うことができる。

2 実施担当官は、部外の製作に係る放送番組等に対する協力の要請を受けた場合には、当該放送番組等が広報上相当の効果があり、かつ、他の業務に著しい支障を及ぼさないと認められるときに限り、所要の協力を行うことができる。この場合において、当該放送番組等が全国的な影響力を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

(1) 当該放送番組等に対する協力の際し、訓練その他の隊務に相当の影響を及ぼす程度の多数の人員、装備等を使用する必要があるとき。

(2) 当該放送番組等に対する協力の期間が、比較的長期にわたるものであるとき。

(3) その他当該放送番組等に対する協力について、防衛省として総合的な配慮を必要とするときと認められるとき。

#### (取材者及び見学者の取扱い)

第14条 実施担当官は、防衛省に関する取材又は見学の申込みを受けた場合は、業務及び秘密保全等に支障のない限りこれに応じ、広報活動に活用するものとする。

(便宜供与)

第15条 実施担当官は、広報活動のため必要があると認める場合は、見学者等に対し隊内生活を体験させるため、別に定めるところにより食事の支給等所要の事項に関し、便宜を図ることができる。

#### 第4章 雑則

(広報活動の結果の報告)

第16条 防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚監部に関することにあつては統合幕僚長、陸上自衛隊に関することにあつては陸上幕僚長、海上自衛隊に関することにあつては海上幕僚長、航空自衛隊に関することにあつては航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、四半期ごとに自主的広報活動及び協力的広報活動の結果をとりまとめ、防衛大臣に報告しなければならない。

(防衛出動時、治安出動時及び警護出動時の広報活動)

第16条の2 防衛出動時、治安出動時及び警護出動時の広報活動は、別に定めるところによる。

(国民保護等派遣時、災害派遣時、地震防災派遣時及び原子力災害派遣時の広報活動)

第17条 国民保護等派遣時、災害派遣時、地震防災派遣時及び原子力災害派遣時の広報活動は、この訓令によるほか別に定めるところによる。

(地方における政策広報)

第18条 各地方防衛局長は、管轄区域において、防衛省全般に関する政策の広報（地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保のための施策の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第55号）第2条第1号に定める地方協力確保事務を除く。）を効率的かつ効果的に実施するため、当該管轄区域内の地方協力本部長に方面総監を通じて協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた地方協力本部長は、当該協力を求めた地方防衛局長に協力するものとする。

(委任規定)

第19条 この訓令の実施に関し必要な事項は、事務次官、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚監部に関することにあつては統合幕僚長、陸上自衛隊に関することにあつては陸上幕僚長、海上自衛隊に関することにあつては海上幕僚長、航空自衛隊に関することにあつては航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官が定める。

#### 附 則

この訓令は、昭和35年7月29日から施行する。

附 則（昭和37年3月30日庁訓第22号）

この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月14日庁訓第36号）

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年11月2日庁訓第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成16年9月17日庁訓第73号）

この訓令は、平成16年9月17日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第154号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年7月27日省訓第31号）

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第37号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（令和2年7月9日省訓第47号）

この訓令は、令和2年7月9日から施行する。

附 則（令和4年3月15日省訓第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。ただし、第19条の規定による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第2ヌ中第4潜水隊に係る規定は、令和4年3月9日から適用する。